

「情報共有」「町民参加」「協働」について

1 自治基本条例の基本原則

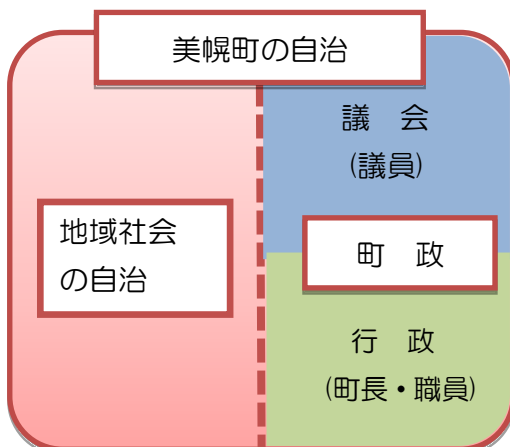
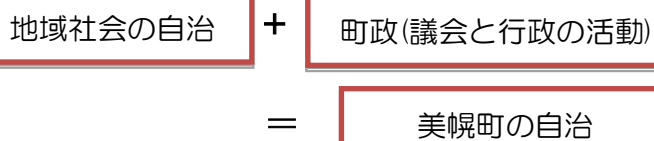
(基本原則)

第4条 町民、議会及び行政は、次に掲げる原則に基づき、美幌町の自治を推進するものとし、

- (1) 町民主体の原則 町民は、美幌町の自治の主体であり、その自治の一部を議会及び行政に信託します。
- (2) 情報共有の原則 町民、議会及び行政は、町政に関する情報を共有します。
- (3) 参加の原則 町政及び地域社会の自治は、町民参加のもとに行われることを基本とします。
- (4) 協働の原則 町民、議会及び行政は、それぞれの役割及び責任において、協働して美幌町の自治を推進します。

美幌町自治基本条例を制定した目的は、「町民主体の自治の実現」です。この目的を実現するためには、「町民主体」、「情報共有」、「町民参加」、「協働」の4つの基本原則が重要となります。

美幌町の自治のイメージ



美幌町自治基本条例のイメージ



2 情報提供

情報を多く所有しているのは、行政です。行政は、情報を適切に町民に提供する義務があります。また、町民の皆さんは、情報を知る権利があります。

(情報の提供)

第6条 議会及び行政は、開かれた町政を推進するため、保有する町政に関する情報を適切な時期に適切な方法で分かりやすく町民に提供するものとします。

(町民の権利)

第19条 町民は、町政に関する情報について知る権利を有します。

2 町民は、町政に参加する権利を有します。

3 町民は、行政サービスを受ける権利を有します。

情報を共有するためには、行政が分かりやすく、適切な方法で情報を提供して、町民の皆さんがその情報を受け取る必要があります。情報共有がなければ、町民参加は成り立ちません。町民参加がなければ、町民が主体となったまちづくりは実現しません。したがって、情報を共有することが、自治基本条例の目的でもある「町民主体の自治」を実現するはじめの一歩であると言えます。

「町民」が「主体」となったまちづくりを進めるためには



「町民」がまちづくりへ「参加」することが重要



町民がまちづくりに参加するためには、「情報」の「共有」が必要

情報を共有するために、行政は、アクションプランに基づき様々な手法で分かりやすく情報を提供していきます。

町民の皆さんに直接関係するもので、すでに取り組み始めているものは、

①情報公開制度のパンフレットを作成

②ホームページの内容改善

③「まちづくり新聞」の発行（広報12月号に折り込み）

④『びほろ「まち育」講座』の創設（平成24年1月19日開催予定）

など

現在、検討中のものは、

- ①ワークショップの開催
- ②地域サポーター制度の有効活用 など

です。新たな手法や制度を積極的に導入するとともに、これまでの手法や制度を見直し、改善していきます。

行政が提供した情報をいかに町民の皆さんに見てもらうか、聞いてもらうかが重要であり、今後の課題でもあります。

3 町民参加

町民の皆さんは、町政に参加する権利を有するとともに、町政と地域活動に参加する役割を担っています。美幌町自治基本条例において、町民参加は「町政への参加」と「地域活動への参加」の2つが規定されています。

(町民参加の基本)

第12条 町民は、美幌町の自治の主体であるという基本原則に基づき、町政に参加することを基本とします。

2 議会及び行政は、広く町民の意見等を求め、町政に町民の意思を反映することを基本とします。

3 議会及び行政は、町政へ広く町民が参加する機会を保障します。

4 議会及び行政は、町民が町政への参加又は不参加を理由として不利益を受けないよう配慮するものとします。

5 次世代の担い手である青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしい方法により町政に参加できるものとします。

(町民の権利)

第19条 町民は、町政に関する情報について知る権利を有します。

2 町民は、町政に参加する権利を有します。

3 町民は、行政サービスを受ける権利を有します。

(町民の役割)

第20条 町民は、美幌町の自治の主体として自ら考え行動し、積極的に町政及び地域活動に参加するよう努めます。

2 町民は、町政及び地域活動に参加するに当たっては、自らの発言や行動に責任を持つとともに、お互いを尊重し、協力し合うよう努めます。

3 町民は、行政サービスを受けるために、応分の負担を負うものとします。

行政がどのような場合に、町民参加を求めるかは、第13条に規定されています。町政への参加は、様々な手法があります。

例えば、

- ①役場の委員会や審議会の委員になること
- ②パブリックコメントに意見を出すこと
- ③アンケート調査に答えること
- ④意見交換会や説明会に参加すること など

です。

地域活動への参加は、
例えば、

- ①自治会活動への参加
- ②高齢者への支援
- ③子ども見守り
- ④イベントの手伝い など

です。美幌町は、自治会活動やボランティア活動が活発に行われていますが、積極的に活動している方が特定の方に偏っていたり、担い手が不足しているといった問題があります。

町民参加は、町民が主体となったまちづくりを進めるための基本です。いかに裾野を広げ、一人でも多くの町民に町政や地域社会に参加していただくかが、今後の課題です。

行政では、町政への参加について、アクションプランに基づき

- ①『びほろ「まち育」講座』の創設（平成24年1月19日開催予定）
- ②町民意向調査（アンケート）の実施
- ③審議会等の見直し
- ④ワークショップの開催
- ⑤子どもの参加 など

を実施する予定です。

4 協働

協働は、町民、議会、行政がまちの課題を解決するための手段であり、協働が目的ではありません。まちの課題には、町民だけでは解決できないもの、行政だけでは解決できないものがあるため、課題を解決するために協働を推進していく必要があります。

(協働の推進)

第 22 条 町民、議会及び行政は、美幌町の課題を解決するため、相互理解と信頼関係のもとに協働を推進します。

2 行政は、町民との協働による美幌町の自治を推進するに当たり、町民の自主性及び自立性を損なわないように配慮するとともに必要な支援を行います。

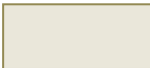
国では、協働を推進するための事業として「新しい公共支援事業」を展開しています。その中で「新しい公共」を次のとおり定義しています。

「新しい公共」は、従来は官が独占してきた領域を「公（おおやけ）」に開いたり、官だけでは実施できなかった領域を官民協働で担ったりするなど、市民、NPO、企業等が公的な財やサービスの提供に関わっていくという考え方です。「新しい公共」がめざす社会は、国民の多様なニーズにきめ細かく応えるサービスが、市民、NPO、企業等によりムダのない形で提供され、また、一人ひとりの居場所と出番があり、人に役立つ幸せを大切にする社会です。

このように、今後さらに「協働」、「新しい公共」という考え方に基づく取り組みを推進していく流れの中で、役場では、協働を推進するための制度を検討しています。

【美幌町自治基本条例における協働領域のイメージ】

領域	町民の活動領域	協働の領域			行政の活動領域
区分	A	B	C	D	E
内容	町民が自主的に行う活動	町民が主体的に実践し、町が協力	町民と町がお互いの特性を活かして協力	町が主体的に実施し、市民が参加、協力	町が独自に行う
例	自治会の清掃活動	ふるさと盆踊り 自主防災訓練	保健・医療・福祉ネットワーク 推進委員会	総合計画策定委員会	税条例の改正

 = 行政の関わり度合い

